

県外大学生のためのふるさと企業めぐり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、鹿児島県内企業の人材確保や県外大学生等のUターン就職の促進を図るため、県外大学生等を対象とした企業見学会「県外大学生のためのふるさと企業めぐり事業」(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、県外大学生等が県外の住所地と鹿児島中央駅の間を移動する経費について、県外大学生等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県外大学生等 鹿児島県外の大学(大学に置く大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生であって、県外に在住する者をいう。
- (2) 県内企業 鹿児島県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業(県外に本社を置く企業を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、本事業に参加した県外大学生等であって、県外の住所地と鹿児島中央駅の間を移動する者のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団に関与していない者とする。

(交付基準)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1に掲げるとおりとする。
2 この補助金の交付額は、補助対象経費に別表1に掲げる補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別表2に掲げるとおりとし、県外の住所地と鹿児島中央駅の間を移動した日が属する年度内の、別に定める期日までに1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 知事は、規則第3条の補助金交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書交付決定通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は精算払いにより交付するものとし、補助金交付申請書(別記第1号様式)の提出をもって、規則第16条1項の補助金交付請求書の提出があったものとみなす。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の

返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

別表1 補助対象経費及び補助率等

補助対象経費	県外大学生等が本事業に参加するために、県外の住所地と鹿児島中央駅の間を移動する際にかかる交通費及び宿泊費 なお、交通費は、公共交通機関を利用した場合に限るものとする。 ただし、原則としてタクシーは除く。	
補助率	1 / 2 (1,000円未満切り捨て)	
補助上限額	九州本土	最大10,000円/人
	九州本土以外(沖縄, 四国, 本州, 北海道)	最大30,000円/人
その他	・実家経由(帰省を兼ねた参加)でも申請可能とする。 ・同伴の保護者は補助対象外とする。	

別表2 交付申請書及び申請方法

区分	交付申請書等	申請方法
電子メール 又は郵送	別記第1号様式	鹿児島県ホームページ掲載の申請書に必要な事項を記入のうえ、領収書とともに県に提出